

令和3年度 第2回
岡山県広域特別支援連携協議会
岡山県発達障害者支援地域協議会

日時：令和4年1月28日（金）

14:00～15:30

場所：オンライン（ZOOM）

1 開 会

2 協 議

- (1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて
(R3年度実施状況)

- (2) 小中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育の推進について

3 その他の事項

4 閉 会

目 次

○委員名簿	1
○岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱	2
○岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱	4
○岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会 の公開に係る取扱い	5
○発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト について（R3年度実施状況）	6
○小中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育の推進について	10

令和3年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区分	氏名	所属	備考
学識	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
関係機関	新谷 義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
	杉田久仁子	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	中村 賢三	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課長	平田敦子 総括参事 代理出席
	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	久山 順一	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	小寺 恵子	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	則安 俊昭	岡山県保健所長会長	
	江口 祥彦	真庭市健康福祉部次長(福祉課長兼務)	
労働	木畑 文彦	岡山労働局職業安定部職業対策課長	欠席
	後藤 博幸	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教育	川上 慎治	岡山県教育庁義務教育課長	
	中村 正芳	岡山県教育庁高校教育課長	高坂 信雄 副課長 代理出席
	中村 育	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	木下 聰子	岡山県総合教育センター教育支援部長	
	渡辺 正	岡山県総務部総務学事課長	馬場 優 総括参事 代理出席
学校	前田 敦子	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	
	加藤 君子	岡山県特別支援学校長会	

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他知事が適当と認める者

2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。

3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査集計（令和3年度）

R4.1.18

- 1 調査時点 令和3年9月1日
- 2 対象 保育所、認定こども園（公立の幼保連携型以外）に在籍する5歳児
- 3 回答数 312所（園）（公立123、私立189）
- 4 集計

項目	人 数	割 合	備 考
5歳児在籍数	7,088人		
発達障害に関する医学的診断のある幼児数	803人	11.3%	A S D 659人、L D 11人、ADHD 234人、その他113人（重複有）
診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	523人	7.4%	
発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数	217人	3.1%	視覚14人、聴覚9人、肢体5人、知的106人、病気療養14人、精神疾患（情緒障害）119人、言語82人、その他83人（重複有）
特別な支援が必要な幼児数計	1,543人	21.8%	

個別の指導計画（個別支援シート）の作成

特別な支援が必要な幼児数	個別の指導計画を作成している幼児数	うち発達障害に関する医学的診断のある幼児数	うち診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	うち発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数
1,543人	976人	708人	209人	59人

小学校への情報引継（発達障害に関する特別な支援が必要な幼児）

- 1 引継の実施 (単位：所（園）)

	行 う	行 わ な い
診断有り	253	1
診断無し	199	0

- 2 引継の方法

(単位：所（園）)

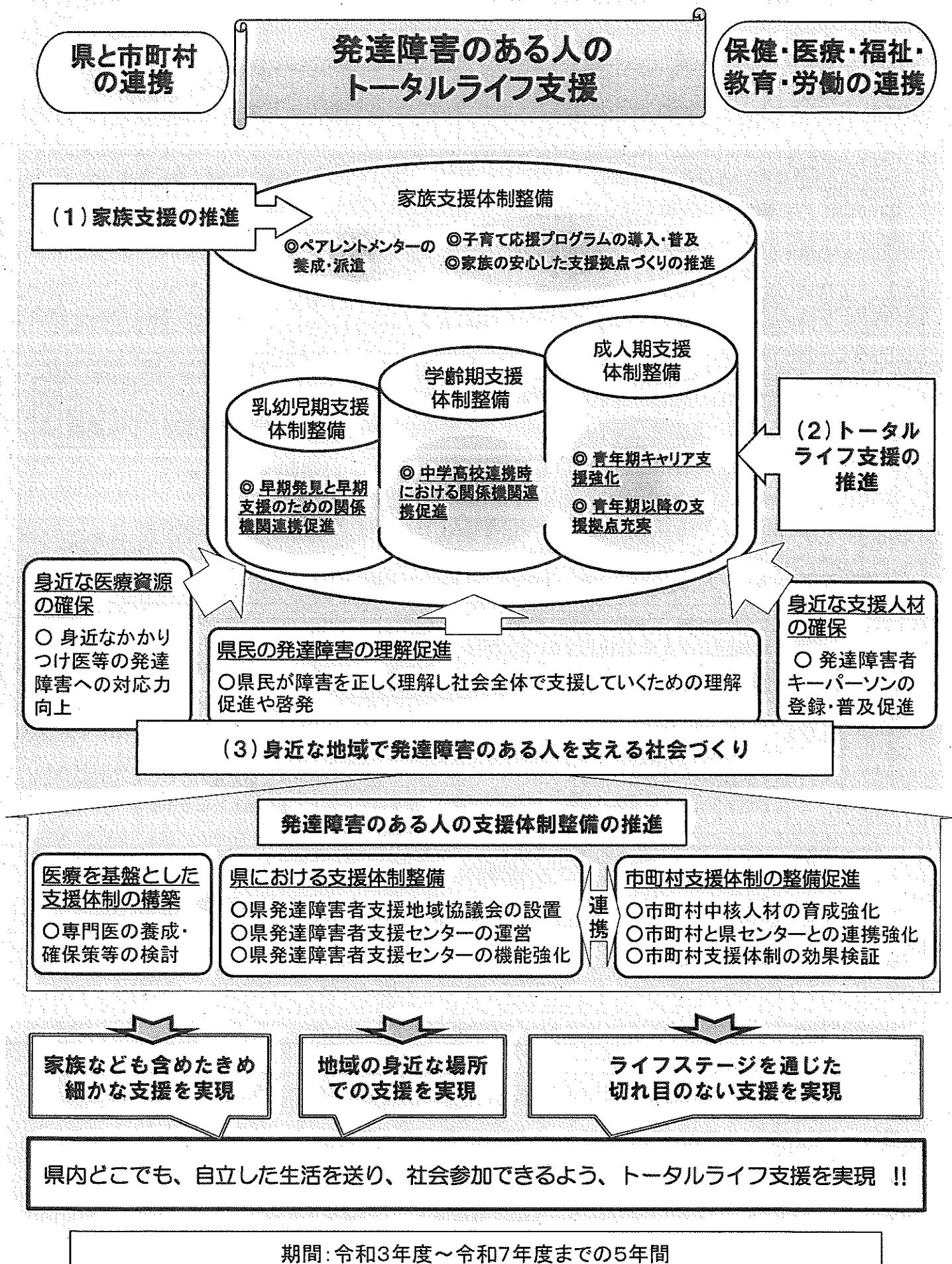
	口頭	書面	口頭と書面	その他の
診断有り	14	17	218	7
診断無し	69	9	114	7

- 3 引継に使用する書面の様式

(単位：所（園）)

県教委作成	市町村教委作成	所（園）作成	その他の
44	205	23	6

第3期発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト(令和3年度～令和7年度)



令和3年度 家族支援のスキル向上支援事業 家族の安心した支援拠点づくり推進研修(年3回)

■受診待機の間の家族の不安を少しでも和らげることを目的として各市町村で実施している「親子教室」のあり方を考える。

6市町の親子教室の紹介とディスカッションを実施（津山市、総社市、玉野市、赤磐市、高梁市、新見市）

親子教室での支援で大切と思われるエッセンス（昨年度設置した「家族支援協議会」内で協議）

〈エッセンス1〉

『子ども一人ひとり、保護者一人ひとりに注目し、強みや特性・心情を把握すること』
～画一的な評価ではなく、一人ひとり「違ってよいのだ」ということを前提にする視点～

例えば取り組み例としては・・・

- ・活動後、支援者でそれぞれの子どもの様子や変化について振り返っている
- ・活動後に、支援者でそれぞれの保護者の様子や変化について振り返っている
- ・活動全体の目標と、それぞれの子どもの目標をたて、支援者で共有している など

〈エッセンス2〉

『子ども中心の活動の場でありつつも、保護者を支援すること』
～保護者と支援者が安心して相談できる関係を作り、子どもへの理解を深めていく視点～

例えば取り組み例としては・・・

- ・保護者のご苦労や不安等お気持ちを受け止めるようにしている
- ・子育ての中で保護者ができていること、頑張っていることを見つけ、保護者に伝えている
- ・保護者と活動の振り返りをする時間をとっている
- ・家族とお子さんの成長や課題、必要なサポートについて話している など

〈エッセンス3〉

『同年齢集団の子どもの親同士のつながりをつくること』
～横のつながりを作り、保護者の孤立を防ぐ視点～

例えば取り組み例としては・・・

- ・活動時間内に保護者同士が気軽に交流できる時間・場を確保している
- ・活動時間内に、保護者が情報交換したり、日頃の苦労や悩みを語り合える場を設定している（座談会など）
- ・活動の場以外でも保護者が交流できる場（同窓会、家族研修会など）を実施している など

〈エッセンス4〉

『子どもの良いところ弱いところ（環境面も）を整理し、引継ぐこと』
～就園先、就学などライフステージを通して引継ぐ体制づくり（就学前後事業と連動）の視点～

例えば取り組み例としては・・・

- ・親子教室での様子について、引き継ぎ先（就園先、児発、保健所での発達相談など）に伝えている
- ・引き継ぎ先のスタッフに教室見学（教室での様子を見る）をお勧めしている など

〈オプション1〉

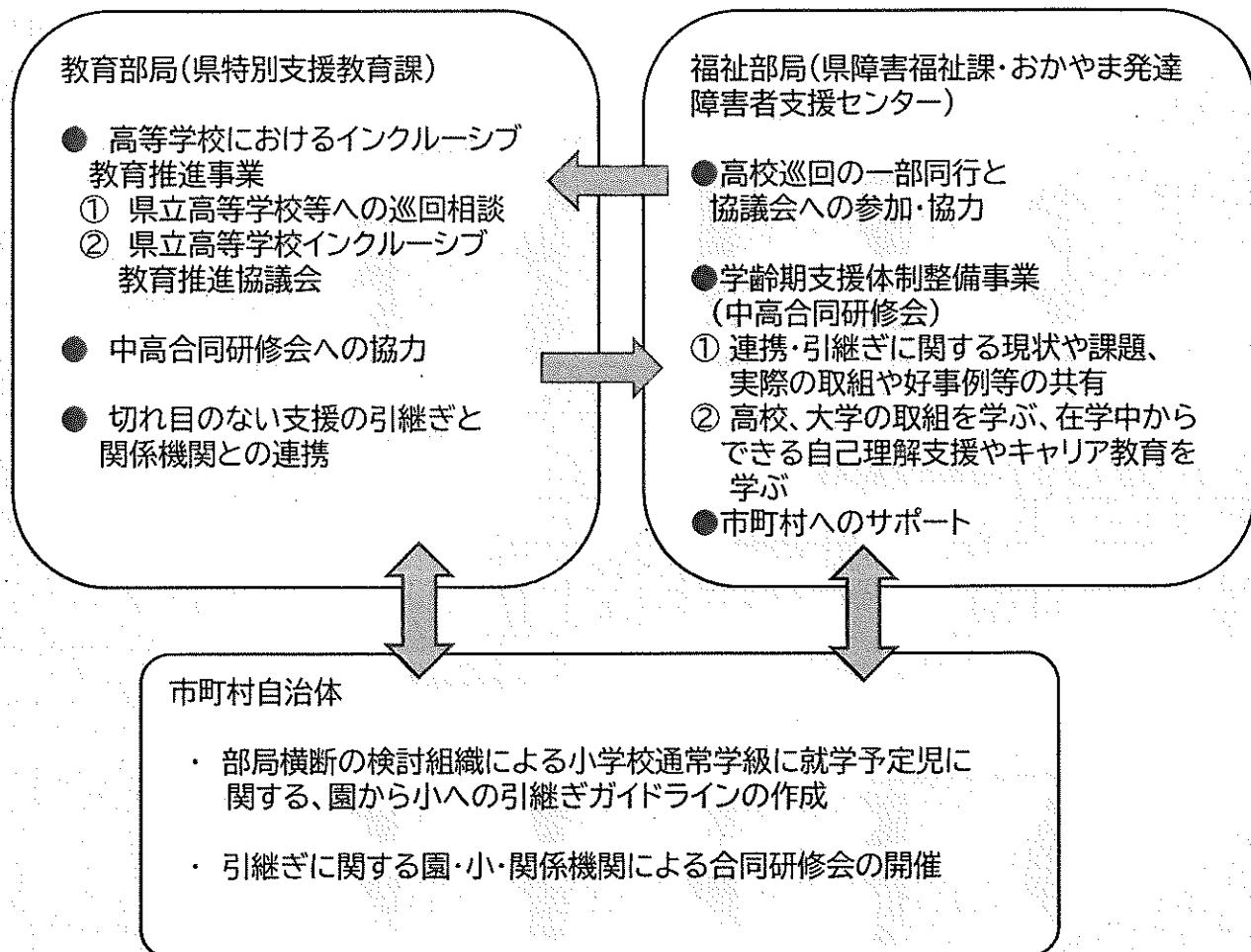
『家族が家で取り組めることの提案』～教室での成功を家庭での成功につなげる視点～

例えば取り組み例としては・・・

- ・活動中にしている工夫（声かけの仕方、わかりやすい工夫等）を保護者に伝え、家でも取り入れやすいようにしている。
- ・家でも親子で楽しく取り組めそうな活動（親子遊び、シール貼りなどの手先を使う遊びなど）を取り入れ、保護者にお勧めしている など

発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト
令和3年度 学齢期支援体制整備事業

R3 教育と福祉の連携



<岡山県内の各市町村における現状>

市町村による園から小への引継ぎガイドラインの作成が、H28にモデル市町村から始まりR3現在で取組市町村が15市町村に広がってきてている

<今後の方向性>

高等学校への支援に取り組む教育部局と、義務教育終了後となる中学卒業後に焦点をあてる福祉部局、そして就学前から確実な引継ぎ体制づくりを進めてきた市町村とがお互いの取組を知り、それぞれの取組がつながることを目指す

教育部局と福祉部局の連携により、領域を越えて集まる場づくりを進めるための研修会を実施する(中高合同研修会)

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況について（公立学校園）
岡山県特別支援教育に関する調査

表1－1 特別な支援を必要とする幼児の状況（岡山市含む）

幼稚園（5歳児）	H28	H29	H30	R1	R2
人数（人）	1,032	1,066	1,083	1,115	992
割合（%）	17.5	18.6	19.8	21.7	19.2

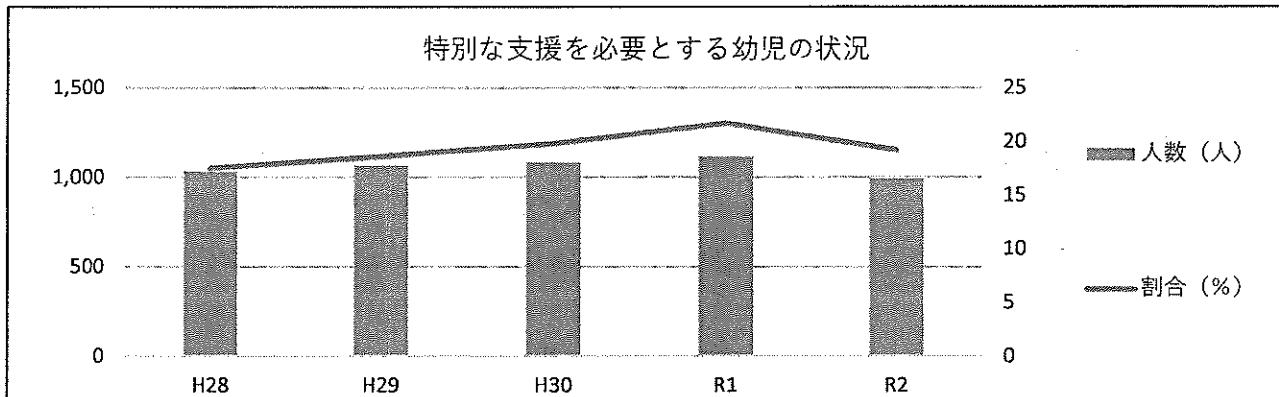


表1－2 特別な支援を必要とする児童の状況（岡山市含む）

小学校	H28	H29	H30	R1	R2
人数（人）	11,925	11,491	10,579	10,795	10,339
割合（%）	12.4	12.0	11.2	11.5	11.3

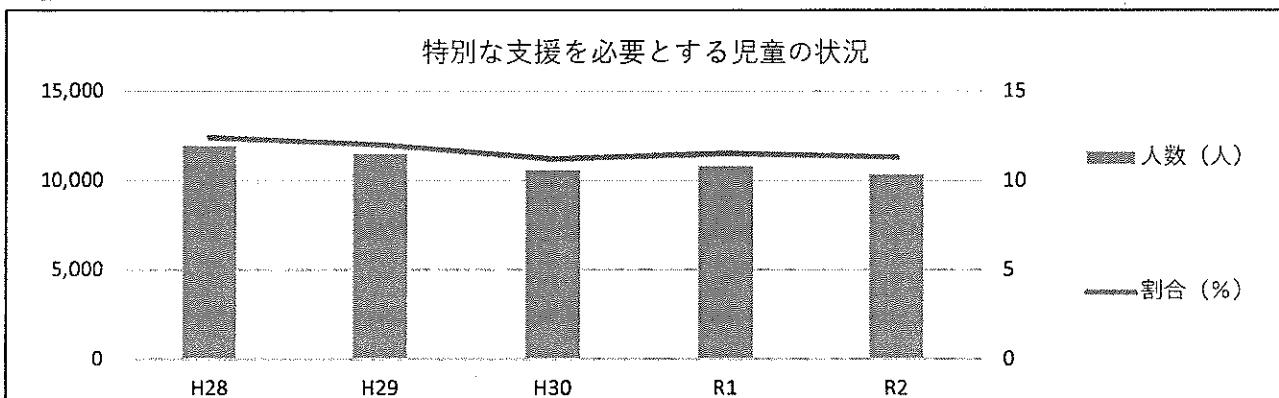


表1－3 特別な支援を必要とする生徒の状況（岡山市含む）

中学校	H28	H29	H30	R1	R2
人数（人）	4,094	3,651	3,242	3,676	3,194
割合（%）	8.2	7.6	7.1	8.1	6.8

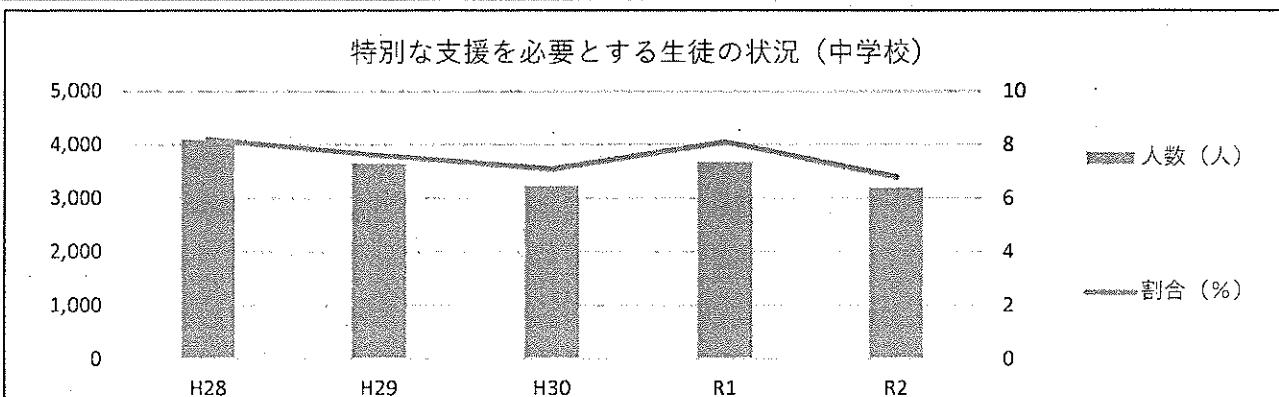


表1-4 特別な支援を必要とする生徒の状況（岡山市含む）

高等学校	H28	H29	H30	R1	R2
人数（人）	1,644	1,694	1,565	1,473	1,474
割合（%）	4.3	4.6	4.3	4.1	4.3

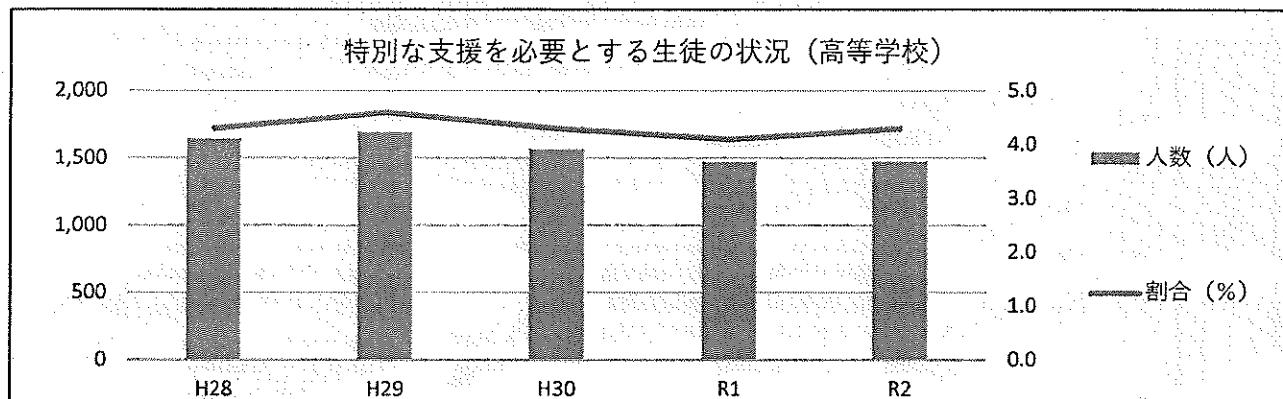


表2 個別の教育支援計画等の作成率（岡山市含む）

	H28	H29	H30	R1	R2
幼稚園（5歳児）	76.7	81.7	99.6	99.2	98.1
小学校	75.2	87.0	99.9	99.4	99.8
中学校	59.2	90.5	100	99.5	99.7
高等学校	92.0	99.9	100	100	100

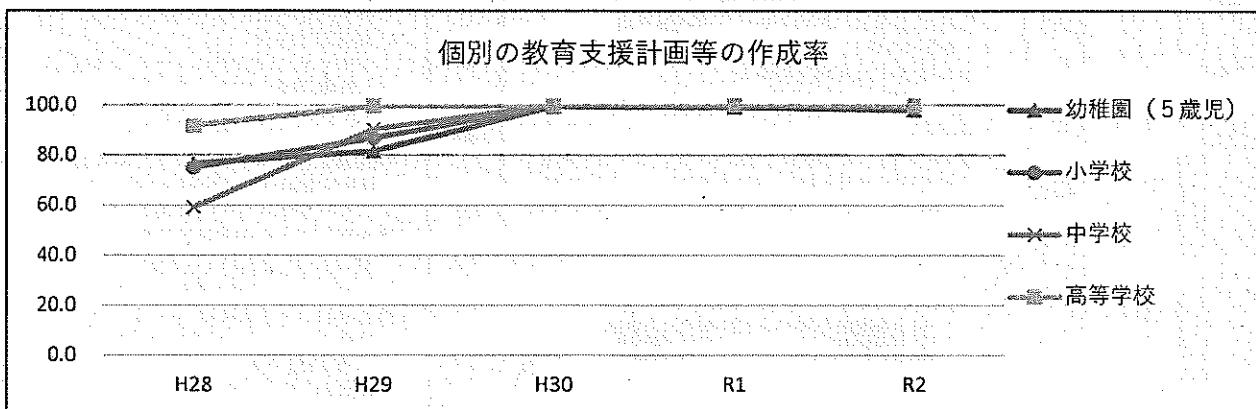
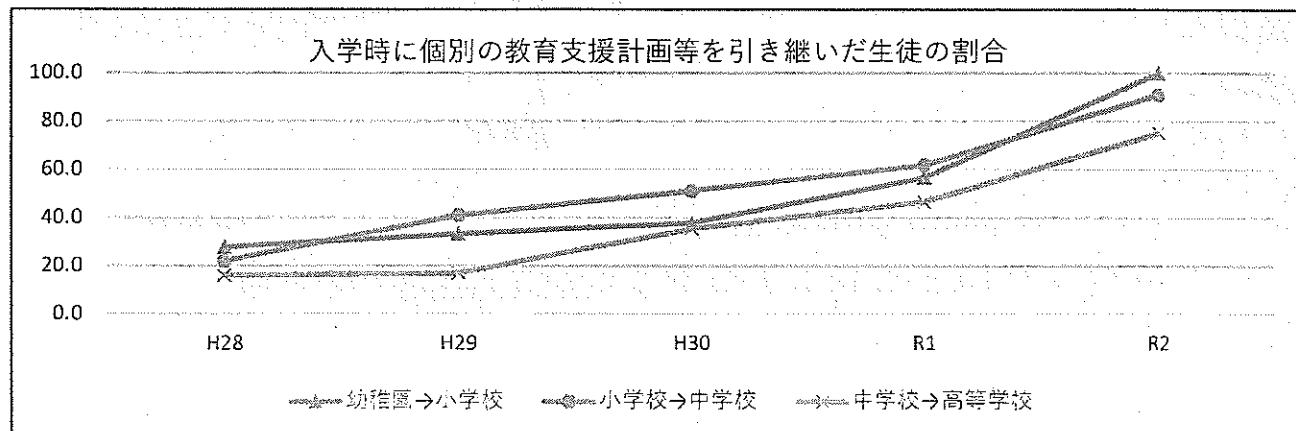


表3 入学時に個別の教育支援計画等を引き継いだ生徒の割合（%）（岡山市含む）

	H28	H29	H30	R1	R2
幼稚園→小学校	28.0	33.4	37.9	56.6	100
小学校→中学校	22.2	41.0	51.2	61.8	91.0
中学校→高等学校	16.2	17.1	35.5	46.7	75.1



各発達段階ごとの特別支援教育の充実

就学前段階

義務教育段階

高等学校段階

個別の教育支援計画等の作成・活用による合理的配慮の提供及び情報の引継ぎ

専門指導員(特別支援学校教員・専門家)の派遣

★発達障害等のある子どもの早期発見・早期対応と小学校段階への円滑な接続

【継続】

◎就学前からの発達支援事業

- 幼稚園等による4歳児観察
- 要支援児の指導・支援方針の検討・決定
- 会議で決定した指導・支援方針に基づく日常的な支援
- 小学校への確実な引継ぎ

小学校・中学校

- ★通常学級における特別支援教育の指導力の向上と高い実践力を持った教員の養成
- ★授業のユニバーサルデザイン化と児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり
- ★多様な学びの場づくり

小・中学校における学びの場



【継続】

- ◎小・中学校特別支援学級担任等対象研修
- 特別支援教育に関する専門的な知識や指導の在り方を修得する内容の研修を実施
- ◎特別支援学校教諭免許状取得促進事業
- 教育職員免許法に基づく免許法認定講習を増設
- ◎長期療養児支援充実事業
- 小・中学校へ復学支援推進チーム員を派遣

【新規】

- ◎小・中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業
- 2市町村教委を対象に特別支援教育を中心的に推進する人材の育成に関する実践研究

高等学校

- ★障害特性に応じた指導
- ★通級指導の導入に向けた実践的な取組
- ★進路指導の充実による確実な就労支援

【継続】

- ◎長期療養児支援充実事業
- 岡山県長期療養児支援推進チーム員を派遣し、遠隔授業を実践研究

【新規】

- ◎高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業
- インクルーシブ教育を中心に、特別支援教育推進のための体制の強化、教職員全体の専門性の向上
- <その他の取組>
- ◎特別支援学校に配置する就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓[高等支援学校等就労支援充実事業]
- ◎高等支援学校専門指導員等による社会人としてのソーシャルスキルトレーニング等の指導[専門指導員派遣事業]

幼稚園・保育所

- 就学前支援コーディネーター等による見立て
- 会議で決定した指導・支援方針に基づく日常的な支援

特別支援学校

- ★発達障害を含む様々な障害や新たな課題に対応するための指導力の向上
- ★就労支援体制とキャリア教育の充実
- ★特別支援教育のセンター的機能の充実

【継続】

- ◎ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～
- 特別支援学校高等部生徒が複数の企業担当者と直接話す機会の提供
- ◎可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～
- パソコン技能・清掃・接遇サービス・オフィスアシスタントに関する検定の実施
- ◎特別支援学校における新しい教育課題研究事業
- 授業づくりと学習評価、スポーツ・健康教育、障害のない人とのつながりに関する実践研究
- ◎スクールカウンセラー等の配置
- ◎高等支援学校等就労支援充実事業
- 就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓と高等学校への支援
- ◎特別支援学校教員専門研修
- 外部専門家を活用した特別支援学校教員への専門研修を実施
- ◎医療的ケア充実事業
- 指導医派遣等により医療的ケアの実施体制を充実
- 最新の知識・技能を修得できる看護師研修体制の強化
- ◎特別支援学校・特別支援学級キャリア教育フェア

【拡張】

- ◎プロに学べ！作業学習プラッシャップ事業
- 企画、広報・販売段階における企業との連携を重視した作業学習を研究

【新規】

- ◎居住地校交流充実事業
- 「交流会」の制度を導入し、障害のある子どもと障害のない子どもとの間での交流活動を促進
- ◎特別支援学校におけるICT授業充実事業
- ICTを活用した授業の充実

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加

幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校における特別支援教育の取組状況について

発達障害のある児童生徒への支援については、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携のもと、切れ目のない支援を進めているところである。

I 取組状況（令和3年4月～12月）

○ 小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業

小中学校において特別支援教育が推進するよう、豊かな知見を有する教員をマイスターとして配置し、個別の教育支援計画を活用した一貫した支援の提供や就学に関する考え方等について助言できる特別支援教育推進リーダーを養成することにより、当該市内における特別支援教育を推進するための実践研究。

- ・実施地域：2（赤磐市、瀬戸内市）

○ 高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業

県立高等学校に在籍する発達障害を含め特別な支援を必要とする生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応するため、県立特別支援学校と県立高等学校の連携強化を図り、県立高等学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の充実を図る。また、通級による指導を実施する高等学校の指導の充実を図る。

- ・県立高等学校への訪問：50校 延べ122回
- ・通級による指導実施校：鴨方高、勝間田高、玉野市立玉野備南高（R3：対象生徒25人）

○ 特別支援学校のセンター的機能の充実：専門指導員派遣事業

特別支援学校のセンター的機能として、専門指導員（特別支援学校教員）を市町村教委主催の研修会や学校園に派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の在り方等について、専門的な視点から指導・助言。

- ・主として発達障害を対象とした派遣：延べ220回

○ 就学前からの発達支援事業

幼稚園・保育所等において、4歳児を対象とした発達障害等の可能性のある子どもの早期発見・把握により、集団への適応力を高める取組を促進するため、特別支援学校4校に配置した「就学前支援コーディネーター」を派遣し、効果的な支援の在り方や個別の教育支援計画の作成の仕方等について教育の視点から指導・助言。

- ・実施地域：26市町村（H28～R3 6年間）
- ・幼稚園等への訪問：延べ180回（対象4歳児316人）

○ 教職員を対象とした研修

発達障害に関する教職員の対応力向上や、特別支援教育担当者の専門性向上のため、県総合教育センター等における研修の充実。

○ 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修

全ての教職員の特別支援教育に関する指導力を高め、校内委員会等学校組織の機能強化を図るため、コーディネーターを対象とした研修の充実。

○ 特別支援教育支援員を対象とした研修の実施支援

市町村教委が主催する特別支援教育支援員を対象とした研修の充実を図るため、県指導主事や特別支援学校教員を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の在り方等について、専門的な視点から指導・助言。

※特別支援教育支援員を配置している全市町村で研修を実施（R3）

小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業

現状

- 特別支援教育ブロックリーダー事業(H28～R2)により、モデル地区の小中学校教員の特別支援教育の専門性が向上しているが中学校区域に限定されている。
- 通級指導教室充実事業(R1・2)により、適切な学びの場の見直しがモデル地区で推進されている。
- 関係機関との連携について熟知した教員が少ない。
- 総合教育センター等の研修機会はあるが、専門性向上の多くの部分は、各校、個人に任せられている。
- 就学前から高等学校卒業までを「つなぐ」役割がない。

課題

- ブロックリーダー事業、通級充実事業等の成果を取り入れ、就学前から中学校までの一貫した支援へ発展させる必要がある。
- 適切な学び場の見直しに関する専門性の向上が一層必要である。
- 個別の教育支援計画等の引継ぎ体制の確立に課題がある。
- 特別支援教育の観点を取り入れた授業実践など、専門的指導力の向上が必須である。

取組

研究指定(期間 R3～R4、対象 2市)
市内において特別支援教育を中心的に推進する人材の育成に関する実践研究

【R3マイスターの配置】

- ・加配 各市1人
- ・各市小学校又は中学校1校を拠点校として、指導主事と共に幼稚園から中学校を巡回
- ・就学支援への立ち会い、ケース会議への参加、授業づくり援助、他機関との連絡



教育委員会 ←→ 特別支援学校 ←→ 域内の小中学校等 ←→ 医療等

連携した取組

○研究内容

- ・適切な学びの場に関する情報連携の在り方
- ・就学支援の在り方
- ・特別支援学校における実地研修を通じた自立活動及び発達障害の特性理解等
- ・効果的な個別の教育支援計画の引継ぎの在り方
- ・特別支援教育の観点による授業実践
- ・他機関と連携して行う効果的なケース会の在り方

【R4年度マイスターによる伝達・養成】



特別支援教育推進リーダーの増加(中学校区に1名ずつのリーダー養成)

○育てたい3つの力

ひきつぐ
個別の教育支援計画引継ぎの充実

つなぐ
医療、市町村、関係機関との連携の強化

ささえる
通常学級・特別支援学級の授業力向上

期待される効果

- 特別支援教育を中心的に推進する人材の増加
- 個別の教育支援計画を活用した効果的な引継ぎ方法の在り方の提示
- 適切な学びの場の体系化
- 地域全体の連携体制の強化

インクルーシブ教育の推進

小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業実施要項

1 趣旨

小・中学校において、特別支援教育に対して豊かな知見を有する教員をマイスターとして配置し、当該市内において特別支援教育を中心的に推進する特別支援教育推進リーダー（以下、「推進リーダー」という。）の養成に関する実践研究を行う。特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級や特別支援学級で安心して生活し、落ち着いて学習に取り組むことができるよう、マイスターが当該市内の公立幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校（以下、学校園等）を巡回し、指導・助言等を行うことにより、各中学校区の推進リーダーの養成及び教職員の指導力向上と学校園等連携を含めた特別支援教育指導体制の充実を図る。

2 マイスターの活動等

- (1) 小学校又は中学校1校を本務校、それ以外の市内の小・中学校を兼務校、保育所・幼稚園・こども園を巡回対象として、学校園等を巡回し、教職員や校内体制の指導・助言に当たる。
- (2) 他市のマイスターと相互に連絡を取り、力量等を高めたりしながら進めることができるよう、県教委指導主事等も含めた定期的な連絡会に参加する。
- (3) マイスターへの助言等を行うため、県教委が設置している「専門家チーム」（大学教員、臨床心理士、発達障害関係専門家等で構成）を活用する。
- (4) 近隣の特別支援学校と連携を図り、特別支援学校での研修等を通して自立活動の視点や進路・就労等の仕組みを共有する。
- (5) 特別支援教育支援委員会への立ち会い、ケース会議への参加、授業づくりへの援助、他機関との連絡等を行う。
- (6) 研究成果を報告書としてまとめるとともに、令和3年度に中間報告会、令和4年度に研究成果発表会を開催し、県下の学校等に普及する。
- (7) 国立特別支援教育総合研究所が開催する研修会、特別支援学校での実地研修（年5日間程度）、県教委指導主事や県総合教育センターが開催する研修会等に参加することで専門的力量を高める。

3 マイスターの役割

- (1) 特別支援学級、通級指導教室や発達障害等のある児童生徒が在籍する通常の学級の指導等に関し、市内で次のような役割を果たす。
 - ア 市内各中学校区内の特別支援教育の核となる推進リーダーの養成
 - イ 市内の状況把握と教育委員会との連携
 - 各校や市の特別支援教育支援委員会への参加、情報提供
 - ウ 適切な学びの場の見直しに向けての校内体制の構築と保護者との合意形成についての指導・助言
 - エ 本務校での授業実践、指導・助言、情報提供
 - 通常学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり等への指導・助言
 - （例）学級（学校）環境整備への助言、授業参観・助言、公開授業の実施、学級づくりへの助言、模擬授業 等
 - 個別の指導（自立活動的な指導）への指導・助言
 - （例）通常学級担任や通級指導教室担当と連携を図り、交流学級や通級指導教室での一貫した支援の充実 等
 - オ 学校園等への指導・助言
 - 発達障害等への適切な対応を行うための指導・助言
 - （例）校内研修での指導（講師）、ケース会議への参加 等
 - 個別の指導（自立活動的な指導）への指導・助言
 - （例）通常学級担任や通級指導教室担当と連携を図り、交流学級や通級指導教室での一貫した支援の充実 等
 - カ 特別支援教育コーディネーターとの連携
 - 市の特別支援教育コーディネーター連絡会の開催
 - 保健・福祉・医療等の関係機関の外部専門家を交えた情報交換
 - 個別の教育支援計画等の作成と活用の支援及び効果的な引継ぎの実践と普及
 - キ 他市のマイスターとの連携
 - ク 専門家チームとの連携
 - ケ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや就学前コーディネーターとの連携

(2) 本務校、兼務校等での校内体制整備や学校間連携等についても、指導・助言を行う。

(3) 原則として本務校、兼務校等での指導とするが、当該市内の学校園等から発達障害等への対応や授業づくり等への助言、研修会の講師等を求められた場合は、可能な範囲で対応する。(原則同一市内)

4 事業の到達イメージ

令和3年度にマイスターが特別支援教育に係る専門的力量を高めながら、市内の学校園の状況を把握し、授業や校内体制等について指導・助言等を行うことができるようになる。また、学校園等が特別支援学校や関係機関との連携を深めることができる。

令和4年度にマイスターが各中学校区に特別支援教育推進の核となる推進リーダーを養成することで、市全体の個別の教育支援計画等の活用や引継ぎが充実し、医療・福祉機関・行政等との連携が強化され、通常学級・特別支援学級の授業力が向上する。

2年間の事業を通して、市全体の特別支援教育が推進し、発達障害等のある児童生徒が落ち着いて学習や活動に取り組むことができるとともに、自立と社会参加を見据えた指導が小中学校段階で着実に積み上げられる体制が整えられている。

5 特別支援教育に係る人材育成システム研究協議会の開催

県教育委員会は、特別支援教育に係る人材育成を推進するため、次の者により構成される研究協議会を年間3回程度開催する。

- ・マイスター及び本務校校長
- ・市教育委員会担当者
- ・大学教員等
- ・県特別支援教育課及び県総合教育センター担当指導主事

6 特別支援教育に関する校内研修会の開催

市又は学校は、特別支援学級、通常の学級又は通級指導教室において校内研修を行う際に、外部講師を招聘し、市全体及び学校の特別支援教育に関する指導力向上を図る機会とする。外部講師については県教委と相談を行う。

7 事業計画書の提出

本務校の校長は、マイスターが作成した指導計画(様式2)を、別に定める日までに市教育委員会に提出する。

市教育委員会は、事業計画書(様式1)を本務校の校長と相談の上作成し、指導計画を添えて、別に定める日までに県特別支援教育課に提出する。

8 事業報告書の提出

本務校の校長は、マイスターが作成した実施記録(様式3)及び実施記録集計表(様式4)を、別に定める日までに市教育委員会に提出する。また、マイスターは実践事例や教員研修のために作成・配付した資料等についても可能な範囲で添付する。

市教育委員会は、事業計画書に基づいた評価を行い、事業報告書(様式自由)を作成の上、別に定める日までに県特別支援教育課に提出する。

9 その他

本務校には、令和3・4年度に加配を1名措置する。

その他、本事業に必要な事項、配置については別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業

現状

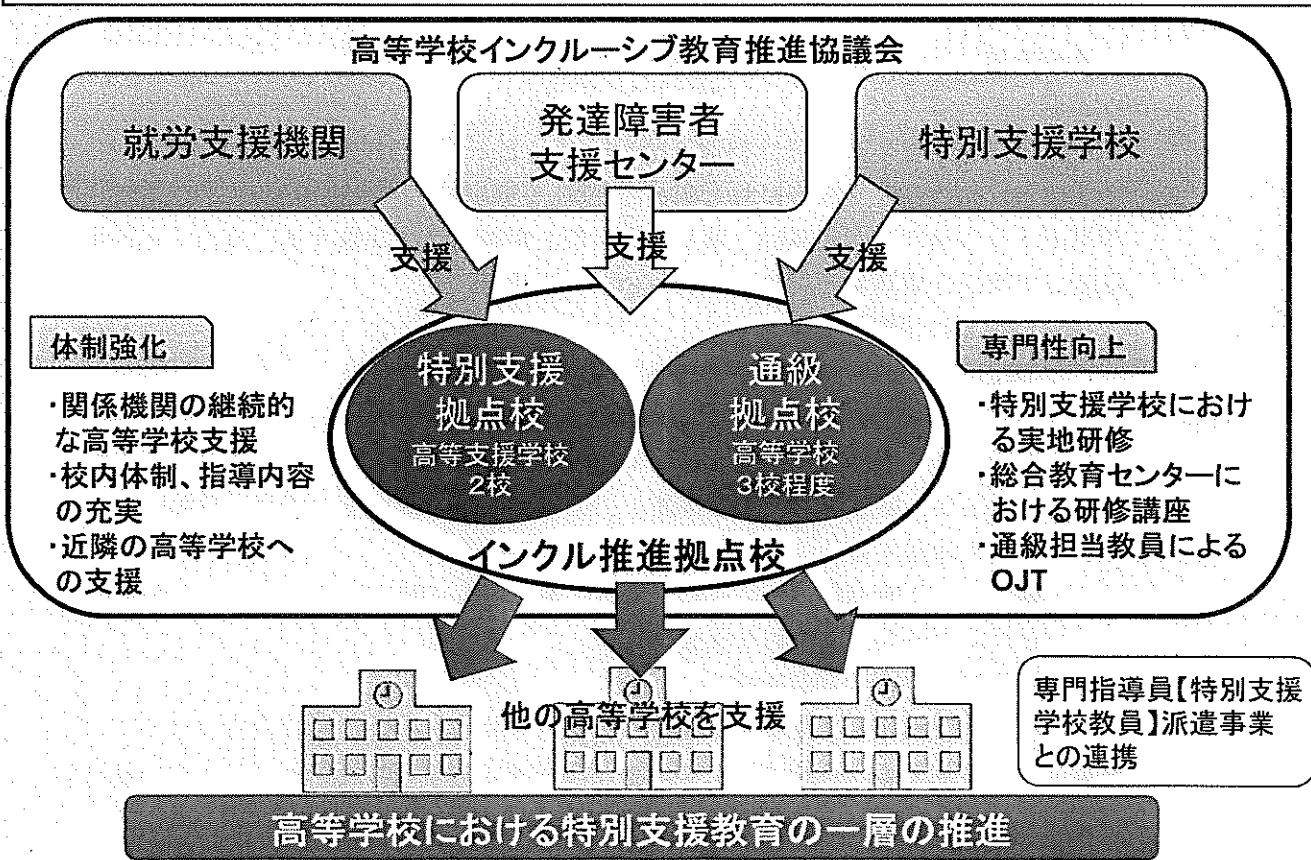
- 特別な支援を必要とする生徒が増加(H20:1.9%→R1:4.1%)している。
➢中学校自・情学級の約70%、通級指導教室のほぼ全員が高等学校へ進学
- 平成30年度から高等学校において通級による指導が開始され、対人関係やコミュニケーションの指導の充実が図られている。
- 通級指導教室を利用しない特別な支援を必要とする生徒も多く、彼らを含めた指導・支援を充実し、学校での不適応を防ぐ必要がある。
- 青年期にあって、他の生徒と異なるカリキュラムで学ぶことへの抵抗感は強い傾向があり、理解・啓発が進まない中で、通級の利用希望者及び通級指導教室設置校を増やすことが困難である。
- 高等学校から特別支援学校等への相談件数は少なく、高等学校を支援する特別支援学校のセンター的機能も十分ではない。

課題

- ・高等学校の特別支援教育推進のための体制の強化
- ・特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員を中心とした教職員全体の専門性の向上

取組

研究指定(期間 R3～R4、対象 高等支援学校2校、高等学校3校程度)
拠点校として指定した学校による全県の高等学校を支援する体制の強化と高等学校教職員の専門性向上



期待される効果

高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業実施要項

1 目的

県立高等学校に在籍する発達障害を含め特別な支援を必要とする生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応するため、県立特別支援学校と高等学校（以下、「特別支援学校等」という。）が連携することにより、高等学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制強化、一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができる専門性の向上を図り、高等学校における特別支援教育の一層の充実に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) インクル推進拠点校による県立高等学校支援

岡山県立勝間田高等学校、岡山県立鴨方高等学校、玉野市立玉野備南高等学校、岡山県立岡山瀬戸高等支援学校、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校をインクル推進拠点校とし、県立高等学校の支援に当たる。

(2) 相談支援

①巡回相談

インクル推進拠点校と県立特別支援学校（以下、「巡回相談校」という。）は、別表1に示す県立高等学校等に対し年2回程度、巡回相談を行う。なお、1回目は1学期中、その後は巡回相談校と県立高等学校が相談の上で実施する。また、その後も継続して支援を要請する場合は②の手続きに準ずる。

【巡回相談の手順】

- ・巡回相談校が県立高等学校の副校長又は教頭と日程調整を行う。
- ・巡回相談校担当者が高等学校の特別支援教育コーディネーター等と面談を行う。
- ・相談内容の中で、今後協力して対応する必要があると思われる案件について巡回相談校と県立高等学校で確認し、今後の計画（他機関の紹介、定期的な訪問等）を確認する。
- ・確認された要対応案件については、必要に応じて特別支援教育課とも情報共有を行いながら、継続的な支援を行う。

②県立高等学校からの相談支援

専門指導員派遣事業実施要項に従い、手続きを行う。なお、相談内容によっては、必要に応じて他の特別支援学校や特別支援教育課とも情報共有を行いながら、継続的な支援を行う。

(3) 支援内容

- ・発達障害等、特別な支援を必要とする生徒の学習・生活支援に関するこ

- ・発達障害等、特別な支援を必要とする生徒の進路指導に関すること
- ・個別の教育支援計画等の作成及び活用に関すること
- ・発達障害等、特別な支援を必要とする生徒に関する研修に関すること
- ・特別支援教育コーディネーター等、特別支援教育を推進する教員の専門性の向上に関すること
- ・特別支援教育を推進するための校内体制整備に関すること

(4) 県立高等学校インクルーシブ教育推進協議会の実施

県教育委員会は、県立高等学校の特別支援教育推進のための体制の強化及び県立高等学校教員の特別支援教育に関する専門性の向上のため、次の者により構成される協議会を年間3回程度開催する。

- ・インクル推進拠点校担当者及び管理職
- ・就労支援機関、相談支援機関等の関係支援機関
- ・大学教員等
- ・特別支援教育課及び県総合教育センター担当指導主事

3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1) 巡回相談校における支援対象高等学校等

巡回相談校	支援対象高等学校等
県立岡山盲学校	県立岡山工業高等学校、県立倉敷中央高等学校
県立岡山聾学校	県立岡山操山高等学校、県立水島工業高等学校
県立岡山支援学校	県立備前緑陽高等学校、県立倉敷南高等学校
県立岡山西支援学校	県立岡山一宮高等学校、県立岡山南高等学校 県立高松農業高等学校
県立岡山東支援学校	県立岡山城東高等学校、県立東岡山工業高等学校 県立鳥城高等学校
県立岡山南支援学校	県立岡山芳泉高等学校、県立興陽高等学校 県立岡山東商業高等学校
県立岡山瀬戸高等支援学校	県立岡山朝日高等学校、県立岡山大安寺中等教育学校 県立西大寺高等学校、県立瀬戸高等学校、県立瀬戸南高等学校 県立林野高等学校
県立倉敷まきび支援 連携校：県立鴨方高等学校	県立総社高等学校、県立総社南高等学校 県立矢掛高等学校、県立玉島高等学校、県立玉島商業高等学校
県立倉敷琴浦高等支援学校 連携校：市立玉野備南高等学校	県立倉敷古城池高等学校、県立倉敷鷺羽高等学校 県立倉敷工業高等学校 県立玉野高等学校、県立玉野光南高等学校
県立西備支援学校	県立井原高等学校、県立笠岡高等学校 県立笠岡工業高等学校、県立笠岡商業高等学校
岡山県健康の森学園支援学校	県立新見高等学校、県立高梁高等学校 県立高梁城南高等学校、県立真庭高等学校 県立勝山高等学校
県立東備支援学校	県立和気閑谷高等学校、県立邑久高等学校
県立早島支援学校	県立倉敷青陵高等学校、県立倉敷商業高等学校 県立倉敷天城高等学校
県立誕生寺支援学校	県立岡山御津高等学校、県立津山商業高等学校 県立津山工業高等学校、県立津山高等学校 県立津山東高等学校

専門指導員派遣事業

現状

- ・幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等(以下「学校等」という。)に在籍する、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、県教育委員会が特別支援学校教員の中から専門指導員として任命した者を派遣している。
- ・平成18年度から事業を実施しているが、派遣実績が減ってきている。

課題

- ・支援の必要性については、市町村教委からも把握しており、事業の目的や内容について、改めて周知する必要性がある。
- ・就学前事業や高校の就労支援事業の終了に伴い、幼稚園や高等学校を支援するための予算の拡充が必要である。

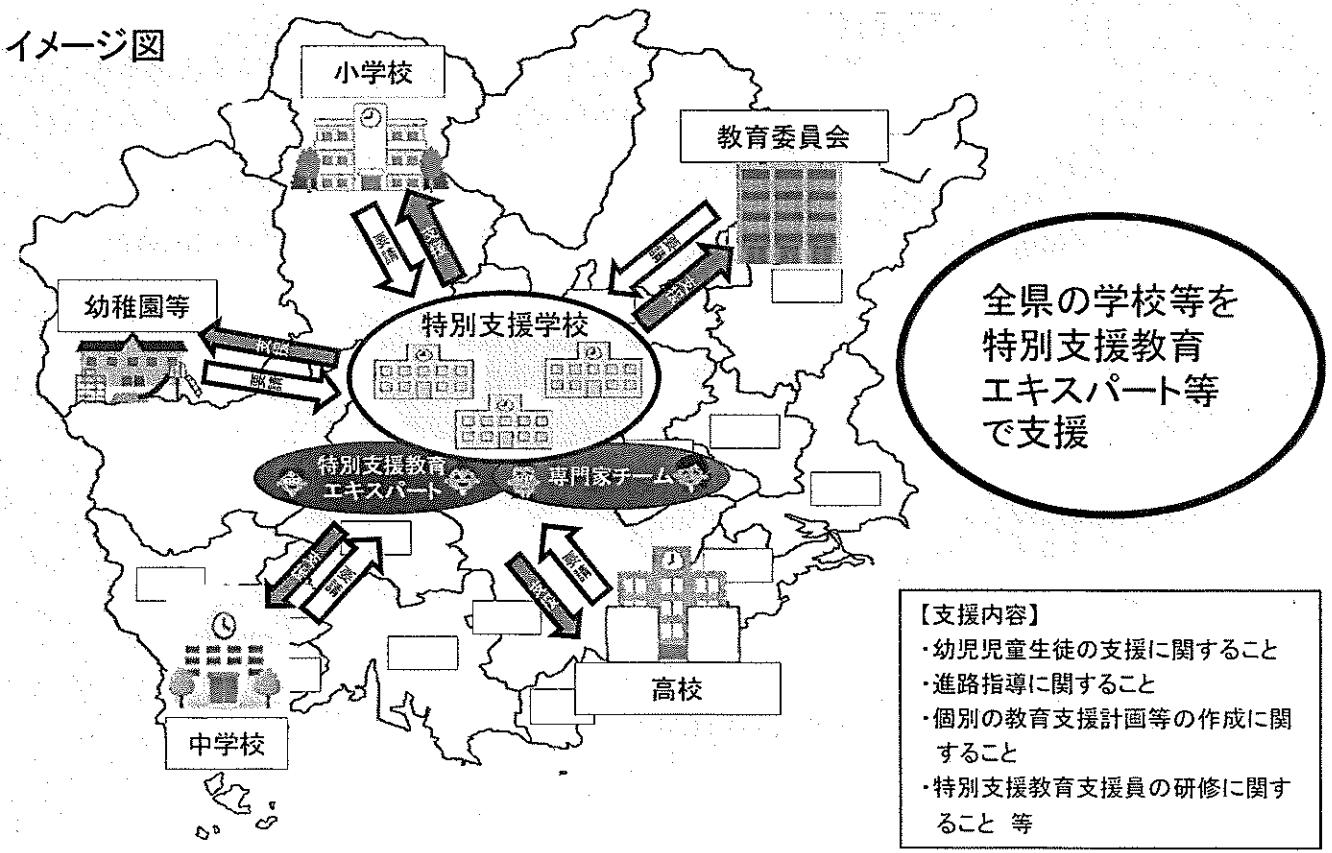
【方向性】

- ・特別支援教育に関する支援を行うことが分かるよう、専門指導員派遣事業の名称を変更して実施する。

取組

- ・学校等の要請に応じて、特別支援学校教員からなる特別支援教育エキスパートを派遣し、支援に当たる。
- ・発達障害、復学支援等に関する専門的知識及び経験を有する大学教員、医師、臨床心理士等からなる専門家チームを設置し、必要に応じて支援当たる。

イメージ図



効果

- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。
- ・学校等の特別支援教育に関する専門性が向上する。

専門指導員派遣事業実施要項

I 目的

専門指導員派遣事業は、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に在籍する、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応し、学校等が一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、巡回相談及び要請に応じて専門指導員を派遣し支援を行うことで、支援体制を含め、学校等の特別支援教育の推進に資することを目的とする。

なお、本事業は平成20年度より行われてきた県巡回相談事業の趣旨を引き継ぎ、より専門性の高い支援を行うために実施する。

II 事業内容

1 学校等に対する支援

(1) 幼稚園、認定こども園、小学校、中学校への支援

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱）の障害、知的障害、情緒障害、言語障害、発達障害に関連する支援については、学校等から市町村（組合）教育委員会等を経由し、別表1に示す障害種別における支援地域を対象とする特別支援学校に要請する。

なお、発達障害に関する支援については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立岡山支援学校、県立岡山西支援学校、県立岡山東支援学校、県立早島支援学校、県立岡山瀬戸高等支援学校、県立倉敷琴浦高等支援学校も、他の特別支援学校又は市町村（組合）教育委員会からの要請に応じて支援を行う。

(2) 高等学校等への支援

発達障害に関する支援については、各高等学校等から近隣の特別支援学校及び高等支援学校に要請する。

なお、県立高等学校等については、県立特別支援学校が別表2に示す支援対象高等学校等に対し年2回程度、専門指導員による巡回相談を行う。

(3) 特別支援学校への支援

特別支援学校への支援については、他の障害種に関する支援を行う。

(4) 保育所等への支援

保育所等に対しても、一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、要請に応じて専門指導員を派遣するなど、助言又は援助に努める。

(5) 関係機関との連携

各特別支援学校は、自校での対応が困難な場合は、必要な情報等の収集に努め、他の特別支援学校あるいは県総合教育センターや専門家チームとの連携を図ることにより、要請のあった学校等への支援を行う。

2 支援に関する内容

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に関すること
- 特別な支援を必要とする生徒の進路指導に関すること
- 個別の教育支援計画等の作成に関すること
- 特別支援教育支援員の研修に関すること
- その他特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に関すること

3 専門指導員の派遣

(1) 専門指導員の任命

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱）、言語障害、情緒障害、発達障害に関する専門的知識及び経験を有する特別支援学校教員の中から本事業の目的に照らして専門指導員を任命する。

(2) 専門指導員の任務

専門指導員は、巡回相談及び要請のあった学校等への学校訪問を行い、必要に応じ専門家チームの意見を踏まえながら、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導内容・方法、進路指導、学校等の支援体制等に関して、専門的な立場から情報提供・指導を行う。

(3) 市町村との連携

要請のあった学校等への訪問等においては、当該の市町村が独自に支援体制を整備しており、相談・支援を行っている場合は連携を図る。

4 専門家チームの設置及び派遣

(1) 専門家チームの設置

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱）、言語障害、情緒障害、発達障害、復学支援に関する専門的知識及び経験を有する大学教員、医師、臨床心理士等を専門家チーム員として委嘱し、専門家チームを設置する。

(2) 専門家チーム員の任務

専門家チーム員は、原則として専門指導員とともに、実態及び支援状況の把握に努め、障害のある幼児児童生徒への具体的な対応、校内支援体制の充実等について、学校等及び専門指導員に対して指導・助言を行う。

5 専門指導員連絡協議会の開催

専門指導員の資質の向上、支援に必要な情報の共有を図るため、次に掲げる事項について研究協議を行う専門指導員連絡協議会を開催する。

なお、専門指導員等の招集及び会議の運営は、県教育委員会で行う。

- 支援状況の報告及び支援方針の検討、困難事例の対応等に関するこ。
- 専門指導員派遣事業の円滑な実施に関するこ。
- その他専門指導員連絡協議会に関し必要な事項に関するこ。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月 1日から施行する。

平成21年4月 1日 一部改正

平成22年4月 12日 一部改正

平成23年4月 1日 一部改正

平成24年4月 1日 一部改正

平成26年4月 1日 一部改正

平成27年4月 1日 一部改正

平成28年4月 1日 一部改正

平成30年4月 1日 一部改正

令和3年3月 15日 一部改正

(別表1) 障害種別における支援地域 (各学校の通学区域を中心とした地域)

障害種別	特別支援学校	支 援 地 域
視覚障害	県立岡山盲学校	全 県
聴覚障害	県立岡山聾学校	全 県
知的障害	県立岡山南支援学校	玉野市、早島町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市、総社市、高梁市
情緒障害	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	岡山県健康の森学園支援学校	新見市、全 県
言語障害	県立東備支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町 奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町
発達障害	県立岡山瀬戸高等支援学校	全 県 (高等学校等)
	県立倉敷琴浦高等支援学校	全 県 (高等学校等)
肢体不自由	県立岡山支援学校	全 県
	県立岡山東支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂・真備町)、総社市、高梁市
	県立早島支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂・真備町除く)、玉野市、早島町
	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
病 弱 (身体虚弱)	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町 奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町
	県立早島支援学校	全 県

※ 1) 発達障害については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立岡山支援学校、県立岡山西支援学校、県立岡山東支援学校、県立早島支援学校も、要請に応じて支援を行う。

※ 2) 岡山市からの依頼については、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱)は専門指導員派遣事業で、それ以外は特別支援学校のセンター的機能で対応する。

※ 3) 県立岡山瀬戸高等支援学校、県立倉敷琴浦高等支援学校については、高等学校等を中心に全県を対象とする。

(別表2) 巡回相談における支援対象高等学校等

巡回相談校	支援対象高等学校等
県立岡山盲学校	県立岡山工業高等学校、県立倉敷中央高等学校
県立岡山聾学校	県立岡山操山高等学校、県立水島工業高等学校
県立岡山支援学校	県立備前緑陽高等学校、県立倉敷南高等学校
県立岡山西支援学校	県立岡山一宮高等学校、県立岡山南高等学校 県立高松農業高等学校
県立岡山東支援学校	県立岡山城東高等学校、県立東岡山工業高等学校 県立鳥城高等学校
県立岡山南支援学校	県立岡山芳泉高等学校、県立興陽高等学校 県立岡山東商業高等学校
県立岡山瀬戸高等支援学校	県立岡山朝日高等学校、県立岡山大安寺中等教育学校 県立西大寺高等学校、県立瀬戸高等学校、県立瀬戸南高等学校 県立林野高等学校
県立倉敷まきび支援 連携校：県立鴨方高等学校	県立総社高等学校、県立総社南高等学校 県立矢掛高等学校、県立玉島高等学校、県立玉島商業高等学校
県立倉敷琴浦高等支援学校	県立倉敷古城池高等学校、県立倉敷鷺羽高等学校 県立倉敷工業高等学校
連携校：市立玉野備南高等学校	県立玉野高等学校、県立玉野光南高等学校
県立西備支援学校	県立井原高等学校、県立笠岡高等学校 県立笠岡工業高等学校、県立笠岡商業高等学校
岡山県健康の森学園支援学校	県立新見高等学校、県立高梁高等学校 県立高梁城南高等学校、県立真庭高等学校 県立勝山高等学校
県立東備支援学校	県立和気閑谷高等学校、県立邑久高等学校
県立早島支援学校	県立倉敷青陵高等学校、県立倉敷商業高等学校 県立倉敷天城高等学校
県立誕生寺支援学校	県立岡山御津高等学校、県立津山商業高等学校 県立津山工業高等学校、県立津山高等学校 県立津山東高等学校